

2026年6月26日  
株式会社東京証券取引所  
上 場 部

## 公表措置について

下記のとおり、公表措置を行うことにしましたので、お知らせします。

※本件は、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき決定したものです。

### 記

- 会社名 バリュークリエーション株式会社  
(コード：9238、市場区分：グロース市場)
- 公表措置  
公表日 2026年6月26日(金)  
理由 開示された情報の内容に虚偽があり、上場規則に違反した旨の公表が必要  
(関連条項) と認められるため  
(有価証券上場規程第508条第1項第1号)
- 理由の詳細 バリュークリエーション株式会社(以下「同社」という。)は、2026年5月8日、同社の主要取引先との取引の適正性に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同年5月29日、過年度の決算内容の訂正を開示しました。  
これらにより、同社が、当該主要取引先の担当者が主導した架空循環取引の商流に仲介取引をする役割として巻き込まれていたことが明らかになりました。その結果、同社は、2024年2月期から2026年2月期第3四半期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、それに伴う決算内容の訂正により、2024年2月期及び2025年2月期の決算内容において売上高が約1割減少することや営業利益が黒字から赤字へ転落することなどが判明しました。  
また、当該主要取引先との取引は、同社が2023年11月に当取引所グロース市場に上場する以前から行われていたものであり、同社は、上場時に提出した有価証券届出書についても決算内容の訂正を行っています。この訂正により、2022年2月期及び2023年2月期の決算内容においても売上高が約1割減少することや営業利益が黒字から赤字へ転落することに加え、純資産の額が負となることなども併せて判明しました。  
こうした開示が行われた背景として、同社における当該主要取引先との取引の実在性を確認する体制が十分に機能しなかったことなどが認められました。

一方で、特別調査委員会の調査報告書によれば、同社は、当該主要取引先との取引が架空循環取引であることについて当該主要取引先の担当者と共に謀した事実はなく、また、当該主要取引先との取引が実体のない取引であることについての認識があったとも認められませんでした。

同社における以上の状況は、適時開示に関する上場規則に違反するものであり、かつ、公表を要するものと認められることから、公表措置を行うことにしました。

なお、同社が上場規則違反に至った経緯及び改善策について同社に報告を求めています。今後、同社からの報告内容と異なる事実や報告されていない重要な事実が判明した場合には、追加的な措置を講ずる可能性があります。

以 上